

定 款

一般社団法人長崎県産業廃棄物協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人長崎県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、研修、相談指導及び普及啓発等の事業を行い、もって県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する調査研究
- (2) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する講習会、研修会等の実施
- (3) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する相談指導及び情報提供
- (4) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する普及啓発
- (5) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用等に関する行政機関及び関係機関との連携
- (6) 不法投棄及び不適正処理の防止に関する事業
- (7) その他本法人の目的を達成するための必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき長崎県知事、長崎市長及び佐世保市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者で、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 産業廃棄物排出事業者、その他関連業者等(前号を除く)で、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - (3) 特別会員 この法人に功労があった者及び学識経験者等
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員にあっては入会金及び会費は免除する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正会員にあっては産業廃棄物処理業の許可を喪失したとき。

(2) 第7条の納入義務を1年以上履行しなかったとき。

(3) 当該会員が死亡、又は解散若しくは破産したとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金及び会費その他抛出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届出なければならない。

(1) 氏名、名称、主たる事務所の所在地、又は事業を行う場所を変更したとき。

(2) 事業の一部又は全部を変更又は休止、若しくは廃止したとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 賛助会員及び特別会員は、総会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした正会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

4 総会を招集する場合は、正会員に対し総会の日時、場所、目的である事項を総会の日前の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することとするときは総会の日前の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の議案について、出席した正会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括採決することができる。ただし、前項後段の選任の方法によるもの及び次条第3項の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られていないものについては、一括採決を行うことができない。

(議決権の代理行使等)

第21条 総会に出席できない正会員は、法令の定めにより、代理人によって議決権を行使し、又は書面により議決権を行使することができる。

2 前項の代理人に対する代理権の授与は当該の正会員が総会ごとに行い、当該の正会員又は代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

3 本条第1項の書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。このとき議決権行使書面によって行使された議決権の数は、当該の総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

4 前2項の規定により提出された代理権を証明する書面及び議決権行使書面は、総会の日から3箇月間、この法人の主たる事務所に備え置き、この法人の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面をこの法人の主たる事務所に備え置くこととし、この法人の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(報告の省略)

第23条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において選任された議長及び議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち4人以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1人を専務理事とすることができる。
- 5 本条第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 6 本条第4項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の求めに応じて会長の職務を助ける。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならないほか次の職務を行う。

- (1) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができること。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならないこと。
- (4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、第36条に定める招集権者に対し、理事会の招集を請求することができること。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならないこと。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること。

2 その他の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し、総会において報酬等の支給に関する規程を別に定める。

(責任の免除又は限定)

第32条 役員がこの法人に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該の役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第33条 この法人は、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会の諮問に応じ、諮問された事項につき理事会に参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して招集を請求することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

5 前4項の規定にかかわらず、監事は、第28条第1項第5号の規定に基づき理事会を招集することができる。

6 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りでない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、当該理事会において理事の中から選出する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び部会並びに支部

(委員会)

第42条 この法人に理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、この法人の事業のうち特定の実務を行う。

3 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会)

第43条 この法人に理事会の決議により部会を設置することができる。

2 前項の部会は、廃棄物の種類又は産業廃棄物処理業の区分ごとの特性を勘案し、産業廃棄物の適正処理等に係る技術的な対応及び課題等について特定の調査・研究及び普及・啓発を行う。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部)

第44条 この法人に理事会の決議により支部を設置することができる。

2 前項の支部は、地域の実情を勘案し、この法人の事業の円滑な運営に資するため、この法人の事業のうち特定の事項の実務を行う。

3 支部の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によるほか、法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認により会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は海野 博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。